

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



52歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

大綱で読む2021年度の税制改正（暮らし編）

住宅ローン控除の特例は継続

こんにちは、高橋学です。梅が見頃を迎えるなど、春を感じさせる季節となってきました。前号は「大綱で読む」と題し、「2021年度の企業経営に関する税制改正」をご紹介しました。今月は「暮らしに関わる税制改正」を見ていきます。「大綱」に沿って作られた改正法案は国会で審議され、可決した場合、改正法に定められた日から施行されます。4月に施行が見込まれるものも多数あります。

下表に、大綱に書かれているものうち暮らしに関わる改正の概要をまとめました。住宅購入を検討している方なら、ぜひ注目しておきたいのが、①の住宅ローン控除の特例の延長等。住宅ローン控除は通常10年間、年末のローン残高(上限4,000万円)の1%などを所得税額より控除できる仕組みですが、現在、控除期間は13年間となっています。これは2019年の消費増税に伴って導入された特例で、本来2020年12月末までに入居した場合が対象でした。改正により2年間延長され、2022年12月末までの入居が対象となる見込みです。

教育資金等の贈与税の非課税措置も延長

次に資産課税について見てみましょう。④の住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充と、⑤の教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直しは、子や孫への生前贈与を円滑に行えるようにするための措置。改正のポイントは次のようなものです(非課税の適用を受けるには一定の条件を満たす必要があります)。

- 住宅資金の贈与=1,500万円を上限とする現在の非課税枠を2021年12月末まで据え置く。
- 教育資金の贈与=1,500万円を上限とする現在の非課税優遇措置を2023年3月末まで延長する。
- 結婚・子育て資金の贈与=1,000万円を上限とする現在の非課税優遇措置を2023年3月末まで延長する。

また、⑥のエコカー減税と環境性能割の見直しと延長も、見逃せない税制改正の1つ。燃費性能に応じて新車の初回車検の際等の自動車重量税の税率を減免する「エコカー減税」の期限を2023年4月末まで延ばす他、車の取得時にかかる環境性能割の軽減措置も延長される見込みです。 **M**

2021年度 暮らしに関わる税制改正の主なポイント

個人所得課税

- ①住宅ローン控除の特例の延長等
通常10年の住宅ローン控除を13年受けられる特例を延長する他、床面積要件を緩和して対象となる物件の範囲を広げる。
- ②セルフメディケーション税制の見直し
控除対象となる医薬品の見直しを行うと共に、適用期限を5年間延長する。
- ③退職所得課税の適正化
勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても課税軽減措置の縮小を行う。

資産課税

- ④住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充
現行非課税枠(1,500万円)を2021年12月末まで据え置き。
- ⑤教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し
適用条件の見直しを行うと共に、非課税措置を2年間延長する。

車体課税

- ⑥エコカー減税と環境性能割の見直しと延長
エコカー減税は2023年4月末まで延長。